

業務方法書の取扱いの一部改正について

1 業務方法書の取扱い(平成16年5月6日通知)

(下線部変更)

新	旧
<p>(充当振替請求)</p> <p>第10条 業務方法書第50条第2項に規定する当社が定める順序及び数量は、次の各号に掲げる順序に従い、当該各号に定める数量によるものとする。</p> <p>(1) 受入予定証券完了請求 同項の振替・交付請求に基づき機構が振り替えるべき又は交付すべき口座残高に当該 DVP 参加者の口座の残高が不足する場合の当該不足残高と当該 DVP 参加者の口座の受入予定証券残高(当社が貸株担保分として管理する受入予定証券に係る残高を除く。)のいずれか少ない方の残高の数量</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(充当振替請求)</p> <p>第10条 業務方法書第50条第2項に規定する当社が定める順序及び数量は、次の各号に掲げる順序に従い、当該各号に定める数量によるものとする。</p> <p>(1) 受入予定証券完了請求 同項の振替・交付・指定請求に基づき機構が振り替えるべき、交付すべき又は指定すべき口座残高に当該 DVP 参加者の口座の残高が不足する場合の当該不足残高と当該 DVP 参加者の口座の受入予定証券残高(当社が貸株担保分として管理する受入予定証券に係る残高を除く。)のいずれか少ない方の残高の数量</p> <p>(2) (略)</p>
<p>(担保指定証券に係る機構取扱有価証券の取扱い)</p> <p>第14条 当社は、担保指定証券のうち機構取扱有価証券に係る担保指定証券残高の返還を行う場合は、業務方法書第58条第5項及び同第59条の2第2項の規定によるほか、次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(担保指定証券に係る機構取扱有価証券の取扱い)</p> <p>第14条 当社は、担保指定証券のうち機構取扱有価証券に係る担保指定証券残高の返還を行う場合は、業務方法書第58条第5項並びに同第59条の2第2項及び第3項の規定によるほか、次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>
<p>(担保指定証券に係る国債証券の取扱い)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 当社は、国債証券に係る担保指定証券残高の返還を行う場合は、業務</p>	<p>(担保指定証券に係る国債証券の取扱い)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 当社は、国債証券に係る担保指定証券残高の返還を行う場合は、業務</p>

<p>方法書第58条第5項及び同第59条の2第2項の規定によるほか、その返還請求権を有する DVP 参加者から償還期日の2日前の日までに担保指定証券解除請求が行われない場合には、当該 DVP 参加者から担保指定証券解除請求が行われたものとみなして、償還期日の前日に当該 DVP 参加者に返還するものとする。</p> <p>別表 受入予定証券残高及び担保指定証券残高に係る評価額等に関する表（第7条の2、第9条及び第12条関係）</p> <p>1. ～5.（略）</p> <p>6. 第1項、第3項及び前項に規定する時価がない銘柄及び株式併合等の事由により当社が必要と認める銘柄に関する時価及び時価に乗すべき率並びに必要な取扱いについては、当社が別に定める。</p> <p>7. ～13.（略）</p>	<p>方法書第58条第5項、同第59条の2第2項及び第3項の規定によるほか、その返還請求権を有する DVP 参加者から償還期日の2日前の日までに担保指定証券解除請求が行われない場合には、当該 DVP 参加者から担保指定証券解除請求が行われたものとみなして、償還期日の前日に当該 DVP 参加者に返還するものとする。</p> <p>別表 受入予定証券残高及び担保指定証券残高に係る評価額等に関する表（第7条の2、第9条及び第12条関係）</p> <p>1. ～5.（略）</p> <p>6. 第1項、第3項及び前項に規定する時価がない銘柄の時価及び時価に乗すべき率については、当社がその都度定める。</p> <p>7. ～13.（略）</p>
--	--

## 2 附 則

この改正規定は、令和2年11月24日から施行する。ただし、機構が運営するシステムの稼働に支障が生じたことにより、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和2年11月25日以後の当社が定める日から施行する。